

当薬局の行っているサービス内容について

調剤基本料に関する事項

調剤基本料Ⅰ	当薬局は調剤基本料Ⅰの施設基準に適合する薬局です。
--------	---------------------------

地域支援・医薬品供給対応体制加算に関する事項

地域支援・医薬品供給対応体制加算Ⅰ	当薬局は以下の基準に適合する薬局です。 ①直近3か月の後発医薬品の数量割合85%以上に適合する薬局です。 ②医薬品の安定供給を確保するために必要な体制を有しています。 (体制基準) ・医薬品の計画的な調達・在庫管理の実施 ・重要供給確保医薬品(内用薬・外用薬)について1か月程度分の備蓄 ・他の保険薬局への医薬品分譲実績(同一グループ薬局を除く) ・医薬品の供給不足時における代替薬の確保 ・処方医への照会等の対応体制 ・麻薬小売業者の免許取得 ・後発医薬品の調剤を積極的に行っている旨の薬局内外への掲示 ・敷地内禁煙・喫煙器具やタバコの販売禁止
-------------------	--

調剤管理料・服薬管理指導料に関する事項

調剤管理料	患者さまやご家族等から収集した投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、お薬手帳、医薬品リスク管理計画(RMP)、薬剤服用歴等に基づき、薬学的分析及び評価を行った上で、患者さまごとに薬剤服用歴への記録や必要な薬学的管理を行っています。必要に応じて医師に処方内容の提案を行います。
服薬管理指導料	患者ごとに作成した薬剤服用歴等に基づいて、処方された薬剤の重複投薬、相互作用、薬物アレルギー等を確認した上で、薬剤情報提供文書により情報提供し、薬剤の服用に関し、基本的な説明を行っています。 薬剤服用歴等を参照しつつ、患者さまの服薬状況、服薬期間中の体調の変化、残薬の状況等の情報を収集した上で、処方された薬剤の適正使用のために必要な説明を行っています。 薬剤交付後においても、当該患者の服薬状況、服薬期間中の体調の変化等について、継続的な確認のため必要に応じて指導等を実施しています。 なお、患者さまが選択されたかかりつけ薬剤師が服薬指導等を行う場合も、服薬管理指導料として算定されます。かかりつけ薬剤師は、患者さまが使用しているお薬の情報を一元的・継続的に把握し、複数の医療機関から処方されたお薬の重複、飲み合わせ、残薬状況等を確認しながら、安心してお薬を使用していただけるよう支援します。

連携強化加算に関する事項

連携強化加算	当薬局は以下の基準に適合する薬局です。 ・第二種指定医療機関の指定 ・新興感染症や災害の発生時における体制の整備及び周知 ・新興感染症や災害の発生時における手順書の作成及び職員との共有 ・災害の被災状況に応じた研修、または地域の協議会、研修または訓練等への参加計画・実施 ・オンライン服薬指導の整備・セキュリティー全般に対する対応 ・要指導医薬品・一般用医薬品の販売
--------	---

在宅薬学総合加算Ⅰに関する事項	
在宅薬学総合体制加算Ⅰ	当薬局は以下の基準に適合する薬局です。 ・在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨の届出 ・緊急時等の開局時間以外の時間における在宅業務に対応できる体制（在宅協力薬局との連携を含む）及び周知 ・在宅業務に必要な研修計画の実施、外部の学術研修の受講 ・医療材料・衛生材料の供給体制 ・麻薬小売業者免許の取得 ・在宅患者に対する薬学管理及び指導の実績（年24回以上）

電子的調剤情報連携体制整備加算に関する事項	
電子的調剤情報連携体制整備加算	当薬局は以下の基準に適合する薬局です。 ・オンラインによる調剤報酬の請求 ・オンライン資格確認を行う体制・活用 ・電子処方箋により調剤する体制 ・電子薬歴による薬剤服用歴の管理体制 ・電子カルテ情報共有サービスにより診療時情報を活用する体制 ・マイナ保険証の利用率が一定割合以上 ・マイナポータルの医療情報等に基づき、患者様からの健康管理に係る相談に応じる体制 ・電子的調剤情報連携体制整備加算に関する薬局内およびウェブサイトへの掲示 ・サイバーセキュリティの確保のために必要な措置

在宅患者訪問薬剤管理指導料（医療保険の方）・居宅療養管理指導費 及び介護予防居宅療養管理指導費（介護保険の方）についてに関する事項	
在宅患者訪問薬剤管理指導料	在宅や入所施設等での療養を行っており通院が困難な患者さまには、あらかじめお手続きのうえご自宅を訪問して薬歴管理・服薬指導・服薬支援等を行う体制を整えており、該当の指導を行う際に算定いたします。なお、医師の了解と指示が必要となりますので、事前にご相談ください。地方厚生局長等に対して在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨の届出を行っています。

バイオ後続品調剤体制加算に関する事項	
バイオ後続品調剤体制加算	当薬局は、医薬品の適切な保管及び患者様への適切な説明を行うことができる保険薬局であって、バイオ後続品の調剤を行うにつき必要な体制が整備されています。

調剤ベースアップ評価料に関する事項	
調剤ベースアップ評価料	当薬局には、賃上げ対象になり得る職員が勤務しており、賃金の改善を実施するにつき必要な体制が整備されています。

調剤物価対応料に関する事項	
調剤物価対応料	当薬局は、処方箋を受け付けた場合に、3月に1回に限り所定点数を算定いたします。

明細書発行に関する事項	
明細書発行	当薬局では、医療の透明性を大切にし、患者さまへ積極的に情報をご提供するため、領収証とあわせて「調剤報酬の算定項目が記載された明細書」を無料でお渡ししております。医療費の自己負担がない公費負担医療の方につきましても、ご希望があれば明細書を無料で発行いたします。明細書には、調剤に使用されたお薬の名前や服用量などが記載されております。ご家族など代理の方が会計される場合も、同様の明細書をお渡しすることになりますので、明細書の発行を希望されない場合は、お手数ですが会計時にお知らせください。

夜間・休日等加算に関する事項	
夜間・休日等加算	当薬局が表示する開局時間内の時間において、夜間・休日等の時間帯に調剤を行った場合に算定しています。 ・平日の19時以降 ・土曜日の13時以降 ・年末年始(12月29日～1月3日)

容器代等保険外費用に関する事項	
容器代・レジ袋	当薬局では、軟膏や水剤の容器を容器の大きさによらず1個50円(外来は無料)、レジ袋は1枚5円の実費の負担をお願いしています。
一包化	当薬局では、患者さまの希望に基づき服用時点ごとに薬を一包みにする場合、7日分ごとに300円の実費の負担をお願いしています。
甘味料の添加	当薬局では、患者さまの希望に基づき甘味料を添加する場合、1調剤につき液剤の場合は450円、散剤又は顆粒剤の場合は450円の実費の負担をお願いしています。
服薬カレンダー	当薬局では、壁掛けタイプは110円、BOXタイプはタイプにより実費の負担をお願いしています。
保険適用外医薬品	当薬局では、薬事法の承認を受けたものの保険適用前の医薬品を調剤する場合は、投与数量に応じた薬剤料の実費の負担をお願いしています。
交通費	当薬局では、患者さまのご自宅にお伺いして薬剤管理指導を行う場合の交通費は、公共交通機関又は自家用車等の実費相当の負担をお願いしています。

評価療養、患者申出療養又は選定療養の内容及び費用に関する事項	
長期収載品の選定療養	後発医薬品(ジェネリック医薬品)がある薬に対して先発医薬品(長期収載品)の使用を希望した場合、後発医薬品の最高価格帯との差額の2分の1とその消費税分を患者さまご自身が負担する制度(長期収載品の処方等又は調剤に係る選定療養)が始まりました。(ただし医師の指示や供給が不安定な医薬品等は引き続き保険給付対象)

居宅療養管理指導に関する運営規程の概要等の重要事項	
通常の事業の実施地域	東京都世田谷区
従業員の職種、員数及び職務の内容	薬剤師(常勤2名、非常勤5名) 事務員(常勤0名、非常勤2名) 当薬局の薬剤師が、医師の発行する処方せんに基づいて薬剤を調製するとともに、利用者の居宅を訪問し、薬剤の保管・管理や使用等に関するご説明を行うことにより、薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう努めます。
居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導運営規程	別紙参照

みさき薬局世田谷店	管理薬剤師：増澤 嘉代
所在地：東京都世田谷区太子堂3-28-14	TEL:03-6450-7866
	FAX:03-6450-7867